



確定申告の季節です!!

2月16日(金)～3月15日(金)

問い合わせ先
役場税務課
☎43-0223

確定申告の時期が間近となりました。所得税及び町県民税の確定申告は2月16日(金)から3月15日(金)までですが、期限が近づきますと毎年窓口が混雑し長時間お待ちになりますので、申告と相談は早目に済ませましょう。

この制度は、自己の所得を自らの責任において申告するもので、昨年一年間の所得と税額を正しく計算し、期限内納税に努めましょう。

こんな場合は 申告を

所得税

申告の必要な人

- 一般の人
- 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
- 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人

平成7年中の各種所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

●昨年、新たに事業を開始された人や昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてみて下さい。

●サラリーマン
サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。

- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 二ヶ所以上から給与をもらっている人

町・県民税

申告の必要な人

- ① 今年の1月1日現在、三隅町に住んでいた人で、7年中に所得があった人。
- ② 給与所得以外に地代、家賃配当、農業収入などの所得があった人。
- ③ 住所は三隅町以外であったも町内に事務所、事業所、家屋敷のある人。

申告の必要がない人

- ① 平成7年分の所得税の確定申告を提出する人
- ② 平成7年中の所得が給与と所得のみであった人で「給与支払報告書」が勤務先から三隅町に送付されている人。

収支内訳書

が必要でです

事業所得のある人(青色申告)

を除く)が確定申告書を提出する場合には、所得の総収入金額及び必要経費の内容のわかる収支内訳書が必要となります。また帳簿類については5年間保存しなければなりません。

申告に 持ってくるもの

- 1、申告書を送りしている人は必ずその「申告書」
- 2、印鑑
- 3、給与などのある人は「源泉徴収票」
- 4、年金の受取り金額のわかる証明書
- 5、雑損控除を受ける人は、「被害を受けた住宅家財の証明書」
- 6、医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書」
- 7、生命保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- 8、損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- 9、住宅取得特別控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係わる融資額の償還金額等証明書」又は「住宅取得資金に係わる借入金金の年末残高等証明書」など
- 10、大学、専門学校等在学中の者を扶養控除する場合は、在学証明書

税務署出張相談日

営業等、譲渡所得(分離)その他の事業の申告相談は次の日に税務署の出張相談日となっておりますので、お気軽にご相談下さい。

期日 2月28日(水)
時間 午前9時30分から
午後4時
場所 役場3階会議室

※税務署において申告される方で租税公課及び農業所得(標準)の証明の必要な方は、2月21日(水)に開取りのうえ証明書を発行します。